

栃木県社会貢献活動促進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 ボランティアやNPOの活動など、県民が行う社会貢献活動を促進するにあたり、県の行う社会貢献活動の促進施策及び社会貢献活動の拠点として県が設置する「とちぎボランティアNPOセンター」（以下「センター」という。）の運営等について広く意見を聴くため、栃木県社会貢献活動促進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会貢献活動の実践者
- (3) 社会貢献活動関係機関・団体
- (4) 公募による委員
- (5) その他知事が必要と認める者

3 委員の公募に必要な事項は別に定める。

4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。

3 副会長は、あらかじめ会長が委員の中から指名し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県が行う社会貢献活動関連事業に関する事項
- (2) センターの運営に関する事項
- (3) その他前2号に関連する事項

(部会)

第5条 懇談会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会が所掌する事項は、懇談会が定める。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会又は部会の会議は、会長が招集し、それぞれ会長又は部会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会及び部会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会及び部会の庶務は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に懇談会の委員に委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。